

中央区居宅訪問型保育事業のご案内

中央区居宅訪問型保育事業とは、0歳児クラスから2歳児クラスの入園を希望されて入所保留となった方を対象に、利用者の自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を実施する事業です。

1 ご利用の条件等

区 分	内 容	
対象児童	認可保育園の入園が待機となっている0歳児（生後57日以上）から2歳児クラスの児童 ただし、以下の方は利用対象となりません。 ・認可保育園の入園希望申し込みが1園のみの方 ・ご自宅において保育環境を確保できない方	
保育者	以下の資格者が複数名でローテーションを組んで保育を行います。 ・居宅訪問型保育事業に関する研修を受けた保育士 ・保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者	
保育時間	通常保育	保育標準時間：午前7時30分から午後6時30分まで 保育短時間：午前8時30分から午後5時までのうち8時間以内
	延長保育	保育標準時間：午後6時30分から午後7時30分まで （0歳クラス児童は利用できません。） 保育短時間：預かり時間後2時間を限度 （0歳クラス児童は午後6時30分まで）
保育料	・認可保育園と同額です。	
延長保育料	・延長保育料は1時間あたり、1,000円です。	
保育者の 交通費	1日 1,100円 交通費は毎月事業者へ直接お支払いください。交通費については区の補助制度があります。 （月上限20,000円か実費額の2/3 いずれか低い方）	
給食	昼食、おやつ等は保護者の方にご用意いただきます。 保育者は調理不可です。食事の温めや簡単な盛り付けであれば可能です。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・面談の際に保育室の環境と広さを確認します。明らかに自宅内で保育に適応しないと判断する場合は利用できない場合があります。また、保育環境が整わず、利用開始が遅れる場合があります。 ・障害のあるお子さんについては、運営事業者との面談において、安全にお預かりすることが可能であると判断されたお子さんが対象となります。また、保育者の確保状況により希望する利用月での利用開始が難しい場合や、利用開始後の慣れ保育に時間を要する場合があります。 ・保育中に、兄弟が帰宅する場合、上のお子さんを保育することはできません。在宅の場合、別途、請求が発生する場合があります。 ・居宅訪問型事業はベビーシッターと異なり、「保育所保育指針」に準ずる保育内容が求められており、習い事や指定された場所への送迎、家事サービスは行いません。 ・その他の事項については、認可保育園の入園に準じます。 	

2 運営事業者

事業者	連絡先	利用定員
株式会社ポピンズファミリーケア	0120-27-2100	20

3 受付方法

受付方法	窓口で提出する場合	受付場所：中央区役所6階保育課、日本橋・月島特別出張所 受付日：2月1日(火)～14日(月) 時間：午前8時30分～午後5時まで(時間厳守)
	郵送で提出する場合	〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1 中央区役所保育課保育入園係 宛て ※郵便事故などによる書類の紛失を防ぐため、特定記録郵便などの利用をお願いします。 ※郵送の場合、2月14日(月)必着です。消印有効ではありません。

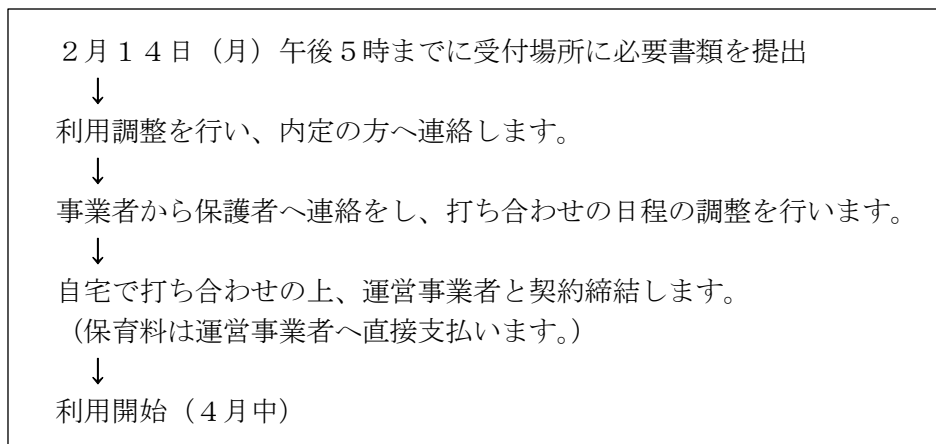
4 必要書類

- 居宅訪問型保育事業利用申込書
- 複数の保育事業を希望する方へ(本事業の他に期間限定型保育事業を希望している方のみ)

5 利用者の決定等

- (1) 利用の申込数が、本事業の受入枠を超えた場合は、区の利用調整に準じて利用の可否を決定します。(「令和4年度保育園のごあんない」の30～33頁をご覧ください。)
- (2) 利用が内定した方には、郵送または電話でご連絡します。利用が内定しなかった方には、個別で通知はいたしませんのであらかじめご了承ください。なお、3月中旬以降、区ホームページにて本事業の利用決定状況をお知らせいたします。
- (3) 本事業は、直接運営事業者との契約となります。

【居宅訪問型保育事業の流れ】



6 その他

- (1) 令和4年度の認可保育園の入園申込は、「取下げ」をしない限り、毎月の区の利用調整の対象となります。また、本事業を利用できる期間は、認可保育園の入園待機期間となります。
- (2) 令和5年4月に認可保育園に入園を希望される場合は、募集の時期にあらためて入園申込み手続きが必要です。本事業を利用している場合、歳児に応じ、調整指数が適用されます。
- (3) 本事業利用開始後、復職し、短時間勤務をとられた場合、待機されている認可保育園の利用調整における利用調整の基本指数が下がってしまうことがありますのでご注意ください。(「令和4年度保育園のごあんない」の38頁をご覧ください。)
- (4) 4月以降の利用人数に空きがある場合は、区ホームページに掲載します。

[トップページ](#) → [子育て・教育](#) → [保育園](#) → [認可保育所](#) → [保育園 空き情報](#)

▼▼▼問い合わせ先▼▼▼

中央区福祉保健部保育課保育入園係

電話：03(3546)5227・5387・9587

(平日 8:30～17:00)